

# 文教厚生委員会記録

令和8年3月11日開催

- 1 日 時 令和8年3月11日（水） 9：57～10：47
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 金久委員長 橘副委員長  
山崎委員 星加委員 西川委員 佐々木委員 奥田委員 佐古委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 長 幸坂議長
- 6 傍聴議員 陶久副議長 久米議員 湯浅議員 渡邊芳彦議員 大山議員  
大橋議員
- 7 出席理事者 岩佐市長 西田副市长 平井副市长 坂本教育長  
東條政策監 篠原政策監 山下市民部長 湯浅環境管理部長  
高山保健福祉部長 安富教育部長 清水保健福祉部理事  
小原環境管理部参事 岐こども未来局長 手塚市民生活課長  
石本人権・男女共同参画課長 三河環境保全課長 宮本文化振興課長  
片山環境管理事務所長 東條介護保険課長 尾田保健センター所長  
近藤保険年金課長 山崎地域共生推進課長 西平生活福祉課長  
中田こども支援課長 松村こども保育課長 西岡教育総務課長  
磯部学校教育課長 田上生涯学習課長 清原人権教育課長  
篠原スポーツ振興課長 吉村学校給食課長 松本那賀川図書館長  
堀科学センター館長 日下税務課長 横手秘書広報課長 ほか
- 8 事 務 局 佐坂事務局長 田上議事課長 谷崎課長補佐 平瀬課長補佐  
福岡係長
- 9 傍 聴 者 1人
- 10 記 者 席 1人

【 会議の概要 】

---

開 会 9 : 5 7

---

金久委員長 ただ今から、文教厚生委員会を開会いたします。初めに、本日は岩手、宮城、福島  
の3県を中心に甚大な被害が出ました東日本大震災発災から、本日で15年を迎えること  
になります。ここで、改めまして震災でお亡くなりになられた方々に対しまして、哀悼の  
意を表しますとともに、御冥福をお祈りするため、黙とうを捧げますので、御協力をお  
願いいたします。  
御起立願います。黙とう。

【 黙 禱 】

金久委員長 黙禱終わり。御協力ありがとうございました。御着席ください。  
開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員全員の御出席を賜っておりま  
す。また、市長をはじめ、関係の理事者各位の御出席もいただいております。本日の委  
員会では付託されました議案に対しまして、委員の皆様の御協力の下に会議ができます  
よう、お願いいたしますとともに、十分な御審議を賜りますようお願い申し上げまして、  
御挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。  
それでは、市長から御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐 市長 おはようございます。本日は文教厚生委員会を開催していただきまして、誠にありが  
とうございます。  
さて、本委員会に提案させていただきます案件につきましては、条例の一部改正案が  
4件、阿南市特定の事務を取り扱う郵便局の指定についての計5件でございます。詳細  
につきましては、関係課長から御説明を申し上げます。以上、御提案申し上げました案  
件につきましては、御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、開会  
の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

金久委員長 ありがとうございます。本委員会の審査案件は、ただ今、市長からもありましたけ  
れども、付託されました市長提出議案5件であります。  
それでは、審査に入ります。

---

第5号議案 阿南市青少年健全育成センター設置条例の一部改正について

---

金久委員長 初めに、第5号議案 阿南市青少年健全育成センター設置条例の一部改正についてを  
議題といたします。理事者の説明を求めます。安富教育部長。

【理事者説明 安富 教育部長】

金久委員長 理事者の説明が終わりましたので、質疑に入ります。通告がありますので指名をいた  
します。橘副委員長。

橘副委員長 第5号議案 阿南市青少年健全育成センター設置条例の一部改正について、大きく2点、  
お伺いいたします。

1点目は、この条例改正では、説明で青少年健全育成センターの移転先が市役所庁舎の所在地へ変更されるようでございますが、市役所庁舎内のどこに移転するのですか。また、スペースは大丈夫ですか。次に、移転先のセンターの機能、業務と勤務体制はどうなりますか。プライバシーに配慮した相談室等が必要であると思いますが、対策はできていますか。さらに、この設置は今後も恒久的な庁舎内設置とされるのですか。お伺いいたします。

2点目は、この移転について、市内学校関係者や青少年健全育成関係団体などに、移転設置することを周知すべきであると考えますが、いつ、どのように説明、周知されますか。お伺いいたします。

金久委員長 安富教育部長。

安富 部長 教育部、安富です。

初めに、1点目の御質問に順を追ってお答えいたします。まず、青少年健全育成センターの移転先ですが、今回の移転の理由である、青少年が抱える新たな課題に対応するため、教育委員会内の関係部署と緊密に連携を図る必要があることから、市役所本庁舎5階に移転するもので、業務を行うのに必要なスペースは十分確保していただけるものと考えております。

次に、センター機能、業務や勤務体制につきましては、現行と変更はございません。

次に、相談室等につきましては、プライバシーに配慮を要する相談案件につきましては、庁舎内の相談室や会議室等を使用し、対応する予定としております。

1点目最後の、恒久的に庁舎内に設置されるのかとの御質問ですが、教育委員会の関係部署と緊密に連携を図っていく必要があることから、今後も庁舎内に設置されるものと考えております。

次に、2点目の移転に関する周知についての御質問ですが、今議会での条例改正の議決をいただいたのち、市民の皆様や関係機関等へ周知してまいりたいと考えております。具体的には、市内の小中学校及び高等学校へは議決後すぐに各学校宛に通知をするほか、市内各地区の健全育成協議会や警察、その他関係機関、民生委員、児童委員、保護司会の方々にも周知してまいります。また、議決後速やかに市ホームページで掲載するほか、広報あなん5月号や阿南市青少年健全育成センターが発行するセンターだより4月号でも移転についての周知を行うなど、広く周知に努めてまいります。以上、お答えといたします。

金久委員長 橘委員。

橘副委員長 御答弁ありがとうございます。

センター業務がこれまで同様、安定的に円滑に進められるよう努めていただきますよう、よろしくお伺いいたします。以上です。

金久委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第5号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 御異議なしと認めます。よって、第5号議案 阿南市青少年健全育成センター設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

---

第6号議案 阿南市国民健康保険税条例の一部改正について

---

金久委員長 次に、第6号議案 阿南市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。日下税務課長。

【理事者説明 日下 税務課長】

金久委員長 理事者の説明が終わりましたので、質疑に入ります。通告がございますので指名をいたします。佐古委員。

佐古 委員 日本共産党の佐古竜巳です。委員長に許可いただきたいことがありまして、今回、資料を皆さんに配付したいんですけど、御許可いただけますでしょうか。

金久委員長 ただ今、佐古委員から資料の配付の申し出がございましたので、これを許可いたします。事務局から資料を配付させますのでしばらくお待ちください。

【事務局資料配付】

金久委員長 資料を配り終えたと思います。それでは質疑ということで、佐古委員、お願いします。

佐古 委員 まず質疑に先立ち、この資料の作成に当たって数字があっているのかどうか、関係課長の皆様、お忙しいのに御協力いただきありがとうございました。また、アドバイスいただいた金久委員長、事務局の皆さんもどうもありがとうございました。

この国保ってというのは、県から示された標準保険料率や、そして厳しい阿南市の財政状況の中で予算編成に当たられた職員の皆様に敬意を表します。皆さん自らも地域手当の1%削減や扶養手当の配偶者分全廃といった非常に厳しい身を切る改革の痛みの中にありながら、業務に励まれていることは重々承知しています。

しかし、お手元の資料の円グラフのほうをご覧ください。令和6年度の加入世帯所得なんですけど、本市の国保加入世帯の56%が所得100万円未満、さらにおよそ8割が200万円未満という厳しい生活実態にあります。この圧倒的な困窮層に対し、さらに所得割を7.6%から8.2%へ引上げ、増税を強いることは、生存権を脅かす致命傷になりかねません。なぜ、このタイミングで市民の救済ではなく増税を選択せねばならなかったのか、認識をお伺いいたします。御所見をお伺いいたします。

金久委員長 日下税務課長。

日下 課長 佐古委員の御質問に御答弁いたします。

現行の保険制度では、県が算定した標準保険料率を参考に税率を決定しております。近年、医療の高度化や前期高齢者の占める割合の増加に伴い、1人当たりの医療費が増加していることから、税率の引上げが必要な状況となっていました。しかし、物価高騰による生活者の負担軽減策が講じられている状況もあり、令和5年度からの税率の改定は行っておりませんでした。一方、令和8年度には診療報酬の改定が予定されていることへの対応や、国の責任ある積極財政による物価高対策、また、最低賃金の上昇による所得の増加が見込まれることを踏まえ、持続可能な国民健康保険事業の維持のためには、令和8年度の税率の引上げが必要であると考え、今回の提案をさせていただいております。

なお、今回の改定では急激な負担増を避けるために、過去に納付した保険税の剰余金である国民健康保険財政調整基金からの繰入れを活用しております。また、所得によらない応益割である均等割額、平等割額についても、基礎課税額、後期高齢者支援金等、課税額ともに300円の増額としており、今回据え置いた介護納付金税額のうち、所得割を除いてすべての項目で県が算定した標準保険料率より低い税率としております。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 佐古委員、どうぞ。

佐古 委員 御答弁ありがとうございました。非常に厳しい財政状況の中、長期的な視野で計算されたことは重々承知しております。しかし、生活実態、現実は過酷です。お手元の資料の、先ほどの裏面の、少し特殊なケースではありますけど、モデルケースとして、給与年収400万円の4人家族、30代夫婦で奥さんは専業主婦、小学生2人の場合で計算させていただいております。改正後の国保税はこのパターンの場合、年額46万7,600円に跳ね上がります。同じ年収の協会健保加入者の負担額約21万円と比較して2.2倍という異常な格差です。

全国労働組合総連合が、最低賃金のときにアンケートとか調査をした最低生計費という試算によれば、4人家族が地方で人間らしく暮らすには、月額30万円から35万円が必要ですが、この世帯の国保税や社会保険支払い後の実質手取りは月額約24万円となり、最低水準を大幅に割り込みます。しかし、このパターンの場合、法定軽減措置の対象とはならず、救済はされません。阿南市が掲げることもまんなか笑顔あふれる阿南を標榜するならば、子育て世代の負担軽減になる政治判断を望むものです。

例えば、18歳に至った年の3月末までの均等割を5割軽減を行うと、資料のモデルケースでいうと医療分、後期高齢者分が軽減され、これよりも減税になります。今回の条例案に18歳に至った年の3月末までの均等割5割軽減をつけ加える考えはございませんか。御所見、お伺いいたします。

金久委員長 近藤保険年金課長。

近藤 課長 保険年金課、近藤でございます。国保財政に関することですので、保険年金課のほうから御答弁させていただきます。18歳に至った年の3月末までの均等割を5割軽減とすることを条例案につけ加える考えはないかとの御質問にお答えいたします。

現在、未就学児に対する均等割額につきましては、地方税法及び施行令の規定により5割軽減となっており、その軽減額に対して国及び県から財政支援がございました。これは、一般会計からの法定繰入金として整理されております。また、国民健康保険制度の財政運営に関する運営主体は都道府県にありますが、委員の質問にある、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者に対し、均等割を5割軽減することを市独自の財源で行うことは、今年度の本市の国民健康保険財政の決算見込みの状況、ま

た、来年度以降の国保財政の見込みからも、国民健康保険の財政調整基金を活用しながら、減少傾向にある被保険者の方々へ少しずつ税の負担増をお願いしていかなければならない状況が続くことも懸念しておりますことから、現実的には非常に困難であります。また、法令で決まっていないこと、法定外に一般会計からの繰入れを行っている市町村は、県内にはございません。

これらのことから、委員御質問の18歳までの被保険者の均等割を5割軽減することを条例案につけ加えることは困難であることを御理解いただきたいと思っております。以上、お答えといたします。

金久委員長 佐古委員。

佐古 委員 県内にはございませんというお答えでしたが、全国には埼玉県小鹿野町とか、宮城県山元町とか、京都府京丹後市は全額免除している自治体とかもありますので、今後、検討していただければと思います。

結びになりますが、将来にわたる財政の安定性を心配されるお気持ちはよく分かります。長期的な視点で編成に当たられた責任感には敬意を表します。ただ、国民健康保険の負担軽減は物価高騰に苦しむ全ての被保険者の切実な願いです。また、昨今の中東情勢の影響でホルムズ海峡の閉鎖が長引けば、原油高騰や農業用肥料の高騰で被保険者でもある漁業や農業を生業とする市民に経済的な打撃があることは容易に想像できます。こういった一次産業の方を支えるためにも、国保税値上げを回避する政治判断を行っていただけないでしょうか。自治体の裁量権を行使し、削減対象外の繰入れとして独自減免を維持、拡充することや、基金からの繰入れを活用すれば交付金のペナルティを避けつつ値上げを回避する道は十分に開かれているはずで、職員の皆様の献身的な努力が市民生活を破たんし追いつかぬためではなく、市民の命を守る最後の防波堤として結実することを切に願い、国保税値上げをする今回の条例改正案である第6号議案を断固反対いたします。

金久委員長 ただ今、佐古委員の御意見は要望意見としてお受けいたします。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第6号議案を挙手により採決いたします。なお、挙手しない委員は反対とみなします。本件を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 多数 )

金久委員長 挙手多数であります。よって、第6号議案 阿南市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 挙 手 採 決  
賛 成 多 数 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

---

第7号議案 阿南市国民健康保険診療所条例の一部改正について

---

金久委員長 次に、第7号議案 阿南市国民健康保険診療所条例の一部改正についてを議題とします。理事者の説明を求めます。近藤保険年金課長。

【理事者説明 近藤 保険年金課長】

金久委員長 理事者の説明が終わりましたので、質疑に入ります。通告がありますので指名をいたします。佐々木委員。

佐々木委員 説明の中でもあったのですが、通告をしてありますので、通告のとおり質問をさせていただきます。

まず、この診療所が開所された理由ですね。そして、この度閉所に至った理由。そして、今までの利用者人数をトータルでなくて、年ごとの人数を出していただくとありがたいです。経営状況はどうだったのか。今後、施設はどうされるのかなどをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

金久委員長 近藤保険年金課長。

近藤 課長 御質問にお答えいたします。

まず、開設された理由でございますが、椿泊町の中野診療所及び椿町の椿診療所を経営しておりました医師が、平成31年3月末で診療所を廃止することとなったため、地元有志の皆様様の椿地域の医師の確保を求める御要望があったことを受け、令和元年7月30日に開設したところでございます。

次に、廃止に至った理由でございますが、今年度、委託契約により診療を引き受けていただいております医師から、今年度限りで退任したいとの意向があり、後任の医師の確保に努めましたが困難であったことから、本年3月31日をもって診療所を廃止することに至りました。

次に、これまでの利用人数につきましては、開設当初の令和元年度から申し上げますと、令和元年度の延べ患者数は145人、令和2年度の延べ患者数は304人、令和3年度の延べ患者数は396人、令和4年度の延べ患者数は361人、令和5年度の延べ患者数は317人、令和6年度の延べ患者数は289人となっており、令和3年度をピークに年々患者数が減少しております。

次に、経営状況につきましては、開設当初から赤字経営でございまして、人口減や患者の減少等から診療収入が年々減少し、特別調整交付金のうち、国民健康保険へき地直営診療所運営費の交付を受けても、一般会計から年間に約260万円から約720万円の繰入れを行ってまいりました。

最後に、施設の今後につきましては、この施設については市の所有ではございませんので、4月に入りましたら早々に機器の撤去等を行い、借りる前の状態に原状回復し、貸主にお返しする予定といたしております。以上、お答えといたします。

金久委員長 佐々木委員。

佐々木委員 地域住民さんは不便になられると思いますので、相談とかがございましたら、できる対応を十分して差し上げたらと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

金久委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 ほかに質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第7号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 御異議なしと認めます。よって、第7号議案 阿南市国民健康保険診療所条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

---

#### 第8号議案 阿南市介護保険条例の一部改正について

---

金久委員長 次に、第8号議案 阿南市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。東條介護保険課長。

【理事者説明 東條 介護保険課長】

金久委員長 理事者の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第8号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 御異議なしと認めます。よって、第8号議案 阿南市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

---

第37号議案 阿南市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

---

金久委員長 次に、第37号議案 阿南市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題とします。理事者の説明を求めます。手塚市民生活課長。

【理事者説明 手塚 市民生活課長】

金久委員長 ただ今、理事者の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第37号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 御異議なしと認めます。よって、第37号議案 阿南市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定については、原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

金久委員長 以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしましたので、本委員会を閉じることにいたします。閉会に当たり、市長から御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐 市長 本日は文教厚生委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございました。また、提案させていただきました案件につきまして、原案どおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。御審議の中で賜りました御意見、また御提言につきましては、今後の市政運営に生かしてまいりたいと存じております。本日は誠にありがとうございました。

金久委員長 皆様の御協力によりまして、理事者の皆様の御説明もいただきながら、本委員会が順調に、円滑に推移をして終了することとなりました。これをもちまして文教厚生委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

---

閉 会 10:47

---